別表六(十三)の記載要領第１号中「通算法人等（租税特別措置法第42条の４第11項」を「通算法人等（租税特別措置法第42条の４第12項」に、「同項（同条第18項」を「同項(同法第42条の４の２第２項(特別試験研究を行つた場合の法人税額の特別控除)」に、「所得税法等の一部を改正する法律（令和６年法律第８号）第13条」を「所得税法等の一部を改正する法律（令和８年法律第12号）第７条」に改め、「の租税特別措置法」の次に「(第５号において「令和８年旧措置法」という。)」を加え、同第11号中「第42条の４第11項の」を「第42条の４第12項の」に改め、同号(1)中「第42条の４第11項」を「第42条の４第12項」に改め、「過去適用等事業年度」の次に「(次号において「過去適用等事業年度」という。)」を加え、同第四号中「租税特別措置法」の次に「第42条の４の２第２項において準用する同法第42条の４第12項又は令和８年旧措置法」を加え、「前２号」を「第２号及び前号（(5)を除く。)」に改め、同号を同第五号とし、同第三号中「第42条の４第11項」を「第42条の４第12項」に改め、同号(1)中「「欠損金増加合計額（５の計）又は(別表十八(二)「25の計」)　(6)」」を「「欠損金増加合計額（５の計）又は(別表十八(二)「27の計」)　(9)」」に、「別表十八(二)「25の計」)」」を「別表十八(二)「27の計」)」」に改め、同号(2)中「「当該法人の法人税額相当額　(7)」」を「「当該法人の法人税額相当額　(10)」」に、「「欠損金増加合計額（５の計）又は(別表十八(二)「25の計」)　(6)」」を「「欠損金増加合計額（５の計）又は(別表十八(二)「27の計」)　(9)」」に改め、「、当該通算法人等が租税特別措置法第42条の３の２（中小企業者等の法人税率の特例）の規定の適用がある法人であるときは同条の規定の適用を受ける法人として」を削り、「同法」を「租税特別措置法」に改め、「、それぞれ」を削り、同号(3)中「「通算親法人又は通算子法人としての法人税額相当額　(8)」」を「「通算親法人又は通算子法人としての法人税額相当額　(11)」」に改め、同号(3)ロ中「「当該法人の法人税額相当額　(7)」」を「「当該法人の法人税額相当額　(10)」」に改め、同号(4)中

「「法人税額相当額　(7)又は((((7)+(8)×他の通算法人の数)又は((7)×他の通算法人の数+(8))÷(他の通算法人の数＋１))　(9)」」を

「「法人税額相当額　(10)又は((((10)+(11)×他の通算法人の数)又は((10)×他の通算法人の数+(11))÷(他の通算法人の数＋１))　(12)」」に改め、同号(4)イ中「(7)+(8)」を「(10)+(11)」に、「(7)×」を「(10)×」に、「(8))」を「(11))」に改め、同号(4)ロ中「「(7)」を「「(10)」に、「(7)×」を「(10)×」に、「(8))」を「(11))」に、「(7)+(8)」を「(10)+(11)」に改め、同号に次のように加える。

(5)　「欠損金増加合計帰属額（８の計）　(13)」及び「法人税額相当額　(14)」の各欄　当該通算法人等が租税特別措置法第42条の４第８項第３号の通算法人である場合で、かつ、同条第７項の規定の適用を受ける場合にのみ記載すること。この場合において、「法人税額相当額　(14)」の欄は、「欠損金増加合計帰属額（８の計）　(13)」の金額を別表一「１」の金額とみなした場合に同表「２」の金額として計算される金額を記載すること。

別表六(十三)の記載要領第11号を同第四号とし、同第10号の次に次の１号を加える。

3　当該通算法人等が租税特別措置法第42条の４第12項の規定の適用を受ける場合における「欠損帰属割合　(7)」の各欄は、当該通算法人等又は同項に規定する他の通算法人のうち、各過去適用等事業年度に係る同項に規定する各欠損金増加額があるもの（以下この号において「欠損増加法人」という。)につき法第64条の５第５項（損益通算）の規定を適用しないものとし、かつ、当該通算法人等又は他の通算法人のうち、欠損増加法人以外の法人につき同項の規定を適用するものとした場合に当該通算法人等の当該各過去適用等事業年度の別表七の二「１」の金額が同表「３」の金額のうちに占める割合として計算される割合を記載すること。この場合において、その割合の計算に関する明細を別紙に記載して添付すること。